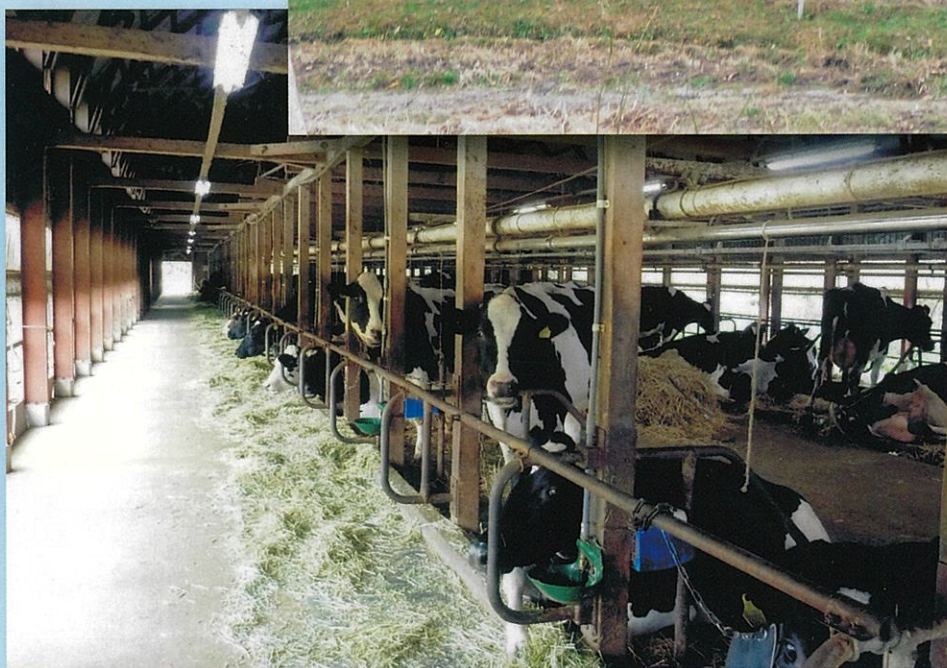


牛飼養農家の皆様へ

家畜伝染病防疫対策の改善に向けて

—農場バイオセキュリティの向上—



家畜衛生対策推進協議会

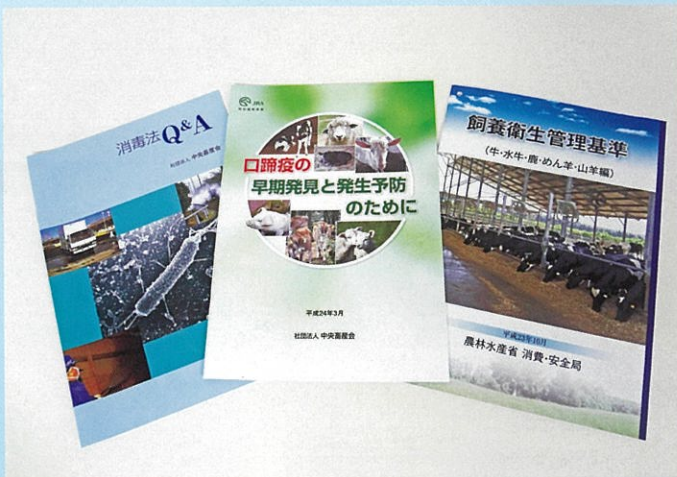
守ろう！飼養衛生管理基準

病気を「持ち込まない」、「発生させない」、「拡げない」ようにする予防対策を「バイオセキュリティ」と言います。

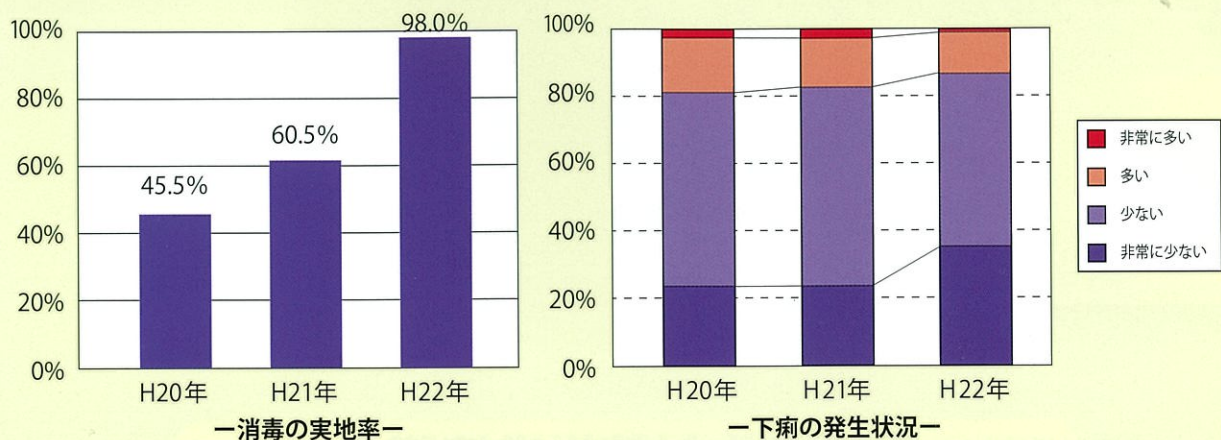
農場での予防対策＝バイオセキュリティの向上を目指し、国内での口蹄疫などの発生を踏まえ、「発生予防対策」や「早期発見・通報」等がそれぞれの農場において徹底されるよう家畜伝染病予防法が改正され、その中で最低限守らなければいけない「飼養衛生管理基準」が規定されました。

この基準は、「衛生管理の基本」をまとめたものです。毎日の作業の中で飼養衛生管理基準を遵守することにより、大切な財産である牛を伝染病から守りましょう。

また、農林水産省のホームページや家畜保健衛生所から提供される情報（写真参照）を通じて伝染病の発生状況など常に最新の家畜衛生情報を把握し、農場のバイオセキュリティの向上に活用しましょう。



《消石灰の散布など消毒の実施率が向上した平成22年には下痢の発生が少なくなりました。》



(消毒の実施率と下痢の発生状況(平成22年度千葉県南部家畜保健衛生所 酪農家調査より))

その1 病気を持ち込まない

- 1 人の生活空間と牛舎や搾乳舎、堆肥舎、飼料倉庫などの関連施設との区別（衛生管理区域の設定）を行い、管理区域に出入りする人や車両を必要最小限に制限し、出入り際には消毒を行い、病原体の持ち込みを防止しましょう。
- 2 畜舎の給餌設備・給水設備及び飼料保管場所にネズミや野鳥などの野生動物の排せつ物が混入しないようにしましょう。
- 3 牛を導入する場合は、導入元の病気の発生状況を確認し、健康な牛を導入しましょう。



その2 病気を発生させない・拡げない

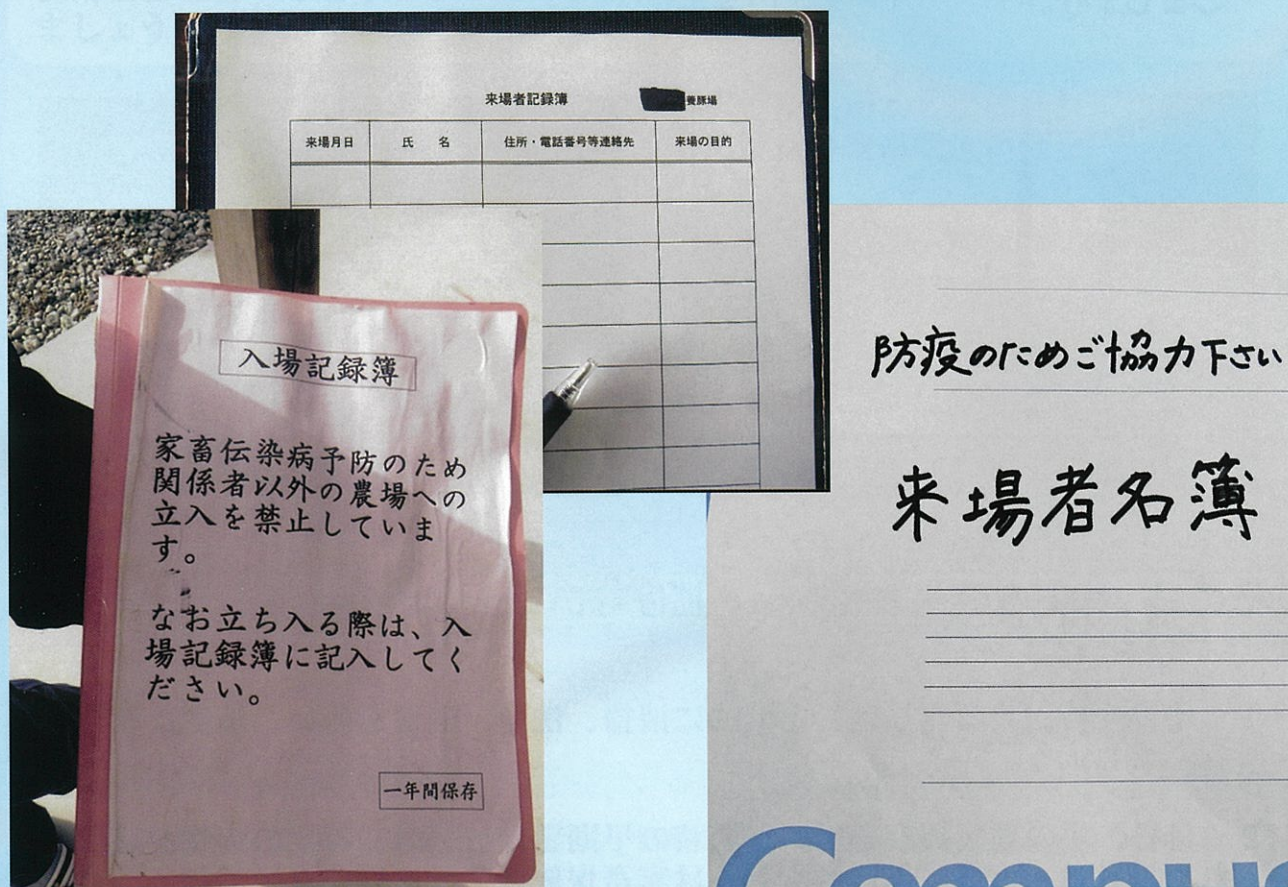
- 1 牛舎や使用する器具は、定期的に清掃、洗浄、消毒を行い、清潔な状態を保ちましょう。
- 2 毎日、牛の健康観察を行い、異状の早期発見に努め、特定の症状が確認された場合は、直ちに獣医師もしくは家畜保健衛生所に連絡又は通報し、迅速な対策指導を受けましょう。



記録の作成と保管

- 1 必ず衛生管理区域に立ち入った人の氏名や住所、目的などを記録し、1年間は保管しましょう。
- 2 導入した牛の頭数や導入元、導入月日、健康状態及び出荷・移動した牛の頭数、出荷、移動月日、健康状態などの記録をつけましょう。

〈 これらの記録は、伝染病が発生した際の感染ルートの早期解明やその後のまん延防止対策を講じる上で、大変重要な資料となります。 〉



家畜衛生対策推進協議会

(事務局：社団法人中央畜産会 衛生指導部)

東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階

TEL 03(6206)0832 FAX 03(3256)9311

E-mail: eisei@sec.lin.gr.jp

(家畜の飼養衛生管理基準の具体的な内容については、最寄りの家畜保健衛生所、都道府県畜産協会等へお問い合わせください。)